

令和6年12月11日

徳島県警察本部との「詐欺被害防止等の連携に関する協定」の締結について

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、徳島県警察本部（以下「警察」という。）と「詐欺被害防止等の連携に関する協定」を締結しましたので、お知らせいたします。

本協定は、SNS型投資・ロマンス詐欺が急増しているほか、法人口座を悪用した事案がみられるなど、預貯金口座の不正利用防止に向けた対策が急務とされるなか、当行と警察が相互に連携し、詐欺被害の未然防止や拡大防止に努め、県民生活の安全・安心の確保に資することを目的としています。

本協定に基づき、当行と警察の間でホットラインの構築準備も進んでおり、特殊詐欺などの加害・被害のおそれが高いと判断される取引等を確認した場合には、口座情報等、警察へ必要な情報を迅速に提供することが可能となります。

当行では、警察の協力を仰ぎながら、犯行の手口や疑わしい取引の参考事例等の把握に努めるとともに、内部職員への周知徹底、その他リスク統括部門の機能強化に努め、県民の皆さまが安心・安全に暮らすことのできる地域社会づくりに貢献してまいります。

記

1. 本協定における連携事項

- (1) 詐欺被害防止等のための各種広報啓発
- (2) 警察は当行に対し、詐欺の現状・手口・防犯対策等の被害防止に資する情報を提供するほか、現に詐欺被害又はその予兆と認められる事案が発生したときは、詐欺被害防止等に必要と認められる情報について適宜、提供する
- (3) 当行は、顧客の預金口座の取引内容等から特殊詐欺等の被害を受けるおそれがあると合理的に認められるとき、又は、各種取引情報等から不正な口座開設や口座譲渡等、犯罪収益関連事犯と認められる事案を認知したときは、警察に対し速やかに通報するとともに、詐欺被害防止等のために必要な情報交換に努める
- (4) 前項により顧客の口座が犯罪に利用され、又は利用されるおそれがあると合理的に認めたときは、速やかに当該口座の情報を警察に通報するほか、警察の依頼等により当該口座の利用停止に努める

2. 協定締結日

令和6年12月11日（水）



左から徳島大正銀行 頭取 板東豊彦、徳島県警察 本部長 堺瑞崇様、
阿波銀行 頭取 福永丈久様

以上